

令和4年度宮津市廃棄物減量等推進審議会  
第2回資源循環検討部会 次第

日時：令和4年11月8日(火)  
14時00分から  
方法：オンライン開催  
(宮津市防災拠点施設2階会議室)

1 開 会

2 報告事項

(1) 令和4年9月30日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会第2回全体会について

資料1

(2) 令和4年10月6日開催の宮津市議会全員協議会について

資料2

3 議 事

(1) 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例の制定について 資料3

- ①パブリックコメントの結果について
- ②条文(案)について
- ③答申(案)について

(2) 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について 資料4

- ①宮津市ごみ減量化及び資源化調査等について
- ②大型ごみ収集運搬の廃止について

(3) その他

○今後の予定

宮津市廃棄物減量等推進審議会第2回全体会<対面開催>  
令和4年11月18日(金) 10:00~12:00 宮津市防災拠点施設

4 閉 会

**宮津市廃棄物減量等推進審議会 資源循環検討部会 委員名簿**

(敬称略)

団体名等	委員氏名	団体での職名等	備考	11/8 出欠状況
宮津市自治連合協議会	瀬戸 享明	副会長		現地参加
宮津市地域女性の会	黒岡 芳子	会長		現地参加
社会福祉法人北星会	笠井 裕代	特別養護老人ホーム天橋の郷 施設長		リモート参加
大和リゾート株式会社 Hotel & Resorts KYOTO-MIYAZU	古橋 由季	営業部 フロント担当 課長		リモート参加
ハーベスト株式会社 宮津工場	小畑 晴美	工場長		現地参加
株式会社にしがき	松田 高正	スーパー事業部 営業次長		欠席
宮津商工会議所女性会	小谷 美穂	副会長		リモート参加
一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 天橋立地域本部	幾世 健史	天橋立観光協会 副会長		欠席
宮津天橋立観光旅館協同組合	小西 均	理事		現地参加
京都府立大学	山川 肇	生命環境科学研究科 環境科学専攻 教授	部会長	リモート参加

オブザーバー

団体名等	氏名	団体での職名等	備考	11/8 出欠状況
株式会社 J E P L A N	岩崎 靖之	営業業務課 エキスパート		リモート参加
京都府丹後保健所	片山 禎彦	技術次長兼環境衛生課長		リモート参加
宮津与謝環境組合	居村 真	事務局長		現地参加

日 時 令和4年10月6日（木） 14：00～14：40  
案 件 宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）について

#### 議員

18 ページの財政上の措置ということは、この条例を制定することによって一般財源の持ち出しが出てくるようになるのか。あるいは、SDGs 等の計画において、国庫を活用し一般財源がでないようにするのか。または、クリーンセンターでのペットボトル協定における売り払い財源の活用などを考えているのか。

#### 理事者

財源について、市財政が厳しい中、国庫補助金の有効活用は当然のことであるが、どうしても一般財源は必要となってくる。そういった中で、例えば、クリーンセンターへの負担金について、ごみ量を減らすことにより、一般財源をねん出するなど、様々な形で財源確保していく。こうしたことにより、環境関係の事業をしっかりと実施していく。

#### 議員

今年の4月から新しい法律が施行されたが、法の内容と対比して条例の特徴は。また、条例は何を重点にしていくのか。

#### 理事者

国としてプラスチックの新しい法律が施行された。本市としては、これまで、ごみの分別収集や処理の問題に注力してきたが、地球温暖化や循環型社会といったグローバルな課題への取組の連携が不十分であった。今回、条例を制定し、観光客を含め、市民の皆さんに対する情報発信や啓発などにしっかりと取り組んでいきたい。そして、選ばれるまちにつなげていきたいと考えている。

#### 議員

基本的には、そのプラスチック資源循環が規定されていくと思うが、海洋プラスチックごみ問題を考えれば、プラスチックそのものを抜本的に減らしていくことが必要だと思う。プラスチックを減らしていくため、素材の転換をこの条例で規定するのか。

#### 理事者

条例に盛り込むかどうかはこれから検討が必要。国では、プラスチック新法において、3R+リニューアブルを謳っている。このリニューアブルが再生可能資源への代

替を進めていこうという考え方であるため、国の施策のもとで企業等が進めていくことになっている。

議員

20 ページの、資源ごみの直接資源化・集団回収の促進に係る3点の項目（ごみ袋のあり方の検討、通常ごみ収集とは別の収集体制の検討、民間のリサイクル事業者等との連携による紙ごみの収集）について詳しい説明を。

理事者

ごみ袋のあり方の検討について、現在、ごみ袋の種類は5種類あり、うち有料ごみ袋が2つ（可燃、不燃）、資源ごみ袋が3つ（プラ、紙、発泡）という状況である。可燃と不燃のごみ袋に入る資源ごみを、いかにして資源ごみ袋に入れてもらうか、資源ごみ袋の単価をいかに下げるかといったことの検討を行う。

通常ごみ収集とは別の収集体制の検討、民間のリサイクル事業者等との連携による紙ごみの収集についても、資源ごみを可燃ごみにしないよう、取組を進めていくもの。

理事者

ごみ袋であるが、条例が資源循環型社会を構築する条例ということで、今後、市としても、今やっている多くの種類の分別をやっていかないと、ごみの資源化はできないと考えている。そういった観点からも、ごみ袋のあり方は検討していく必要がある。いずれにしても、条例制定後に策定する基本指針を来年の9月頃にしっかりと提示していく。

議員

7 ページであるが、非常にごみの排出量が多いと。1030グラム。これは、次に記載のある、一部の大口事業所を除き事業所から排出される廃棄物を市が収集していることと関連があるのか。

理事者

市民1人1日あたりのごみの排出量は、ごみの総量を人口で割っているものであり、事業所から排出される廃棄物の収集について関連はない。

議員

観光客への要請の具体の取組があれば。

理事者

観光客には、市の分別収集をお願いしていくが、やはり観光事業者の皆様にしつかりとお伝えいただくことが重要だと考えている。今後、観光事業者ともワーキング、話し合いをする中で、観光客が分別しやすいようなメッセージの出し方など、具体的なことを検討していく。

また、宿泊施設の各部屋に、プラごみと可燃ごみとを分けたごみ箱を置いていただくとか、あるいは、ワンウェイの使い捨てプラスチックの削減などを考えていきたい。

#### 議員

7ページの大口事業所を除き事業者排出の廃棄物を市が収集していることについて、ごみの有料化開始時点で、公平性の確保のため事業者も有料ごみ袋で出してもらおうことになっているはず。

資源循環型の取組は、大切であり、これからも取組を推進することとなると思うが、この地域ではクリーンセンターにおいてメタン発酵による発電で4~5千万円の収入を得ている。高齢化や資源化による可燃ごみ量の減少による発電能力の減少の考え方は。

#### 理事者

我々が、今考えているのは、例えば、他の市町村ではあるが、食材における野菜の端材だけを分別収集しているような市町村もある。そうした先進の市町村の取組をしっかりと参考にさせていただく。また、高齢化の問題についても、先進的な市町村では、ごみの分別収集を通じた高齢者の見守り活動などが行われており、そういった事例も参考にしていきたい。

基本的には、地域において、ごみの分別の指導などしていただく必要があり、我々としてもごみの分別のあり方について、市民の皆様にも、具体的な内容も含めてしっかりと啓発、情報提供していきたいと考えている。

#### 議員

観光客の来訪により一人当たりのごみの排出量が多いと分析をされる中で、理念条例という形で制定され、実際にごみ総量も抑えていく。プラスチックの循環も含めてだが、財源の部分でこれを契機に来訪者等から財源をいただくような方法も考えているのか。

#### 理事者

観光事業者の皆様には、入湯税とか、そういう話もさせていただいている。ただ、観光客の皆さんの色々な消費活動によって経済が成り立っているのも、特に観光客の皆さんにお願いしたいのは、例えば、最近、京都市内のセブンイレブンでは、ペットボトルの回収ボックスを設置する例も見受けられる。そういったことを

観光客にお願いする中で、ごみの総量あるいはごみの分別による資源化を進めていく。

#### 議員

ポイ捨てが結構あるという話を地域の住民の方から聞いている。ポイ捨てしないなどマナーに関することを条例に入れる考えはあるか。また、パブリックコメントはいつ行うのか。

#### 理事者

観光客の方々には、ポイ捨て防止に協力いただくことの発信も大切になると考えている。条例では、宮津市安全で美しいまちづくり条例という既存条例で謳っているので、その点をいかに理解いただくかということを進めていきたいと考えている。パブリックコメントは、準備でき次第、今月行う。

宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）について  
パブリックコメント実施結果

宮津市市民環境部市民環境課

1 宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）の制定の趣旨

地球温暖化防止や海洋プラスチックごみ問題等への対応を契機として、一層のプラスチック等に係る資源循環の重要性が高まる中、天橋立をはじめとした美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいく責務のもと、プラスチックをはじめとする資源が適切に循環する体制を構築し、もって脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会を実現するため、最も訴求力のある条例（理念条例）を制定しようとするもの。

2 意見募集期間

令和4年10月13日（木）～11月3日（木・祝）

3 意見提出方法

持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法（※口頭、電話での意見提出は不可）

4 閲覧場所

宮津市公式ホームページ、宮津市役所市民環境課環境衛生係窓口・情報公開コーナー・各地区連絡所

5 意見募集に当たっての添付書類

宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）パブリックコメント\_概要

宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）パブリックコメント

6 結果 1人

（次頁に続く）

7 御意見と対応（考え方）

御意見	対応（考え方）
<p>条例の愛称 案②「美しい海を未来に残す条例」がよい。 「美しい海」は宮津市民の誇りであり、『観光・宮津』としても「海」は貴重な観光資源である。なぜゴミを減らす必要があるのか、このままゴミ問題を他人事としてしまった場合、「宮津の海」がどのように変化していくのか想像しやすい条例の名称だと思う。</p>	<p>本条例が市民、事業者、観光客等にとって親しみやすく、資源循環の促進等の自主的な取組を促すものとなるよう、いただいたご意見を参考としながら、今後、条例愛称を検討して参ります。</p>
<p>集団回収の促進 自治会や学校等で廃品回収が定期的に行われているが、通年で回収できる所や回収品目（作業所や学校など）を広く市民に公表すべき。すでに公表されているかもしれないが、知らない人も多いと思う。</p>	<p>ご提案いただいた取組については、3R活動の一環として、資源循環の促進を図る上で重要かつ実効性のある取組と考えております。 資源循環の促進等に向けた具体的施策については、本条例に基づき策定する「基本指針」で定めることとしており、その内容については、今後、宮津市廃棄物減量等推進審議会で審議することとしております。</p>
<p>不用品の常設交換スペースの設置 自宅で不要になったがまだ使える物を持って行けば、スペースに置いてある物を持って帰れる不用品の常設交換スペースを設けてはどうか。</p>	<p>いただいたご意見は審議会に報告し、審議していきたいと考えております。</p>
<p>観光 SDGs 関連 海沿いの清掃活動に参加してみても、釣り客が放置したゴミが大量に見つかった。浜辺にはBBQのゴミが放置されることもある。 このようなことを踏まえ、観光客用のゴミ袋を販売（1枚単位で購入可）してはどうか。 ゴミを出す場所の案内図も同時に配布し、放置せず集積所へ出して帰ってもらう。 観光客用の集積所は市民とは別に設置し、地域住民に清掃等の負担がかからないようにしたい。 （宮津を訪れた人すべてが、ゴミを持ち帰るマナーを守っていただけるとベスト）</p>	<p>本条例は、市民や事業者だけでなく宮津を訪れる観光客等にも資源循環の促進等への協力を求めていくものです。 具体的にどのような手法で観光客等に本市の取組を周知し、取組への協力を促していくかについては、いただいたご意見も参考としながら、宮津市減量化等推進審議会で審議していきたいと考えています。</p>



## 前文

本市は、白砂青松の景色が広がる日本三景天橋立をはじめ、宮津湾、阿蘇海、大江山など海、里、山の美しく豊かな自然環境の恩恵を享受しつつ、次世代に伝えていくための努力を続けてきました。

しかしながら、大量生産、大量消費に伴う社会経済活動や生活様式により、事業活動や日常生活における環境への負荷が増大し、近年、世界各地で地球温暖化に起因する気候変動の影響が現れており、現在の環境を維持することが困難になりつつあります。

また、私たちの生活に様々な利便性と恩恵を与えてくれるプラスチックは、生産過程等で二酸化炭素を排出し、海洋プラスチック問題を発生させる等環境に大きな負荷を与えています。

そこで、本市は、気候変動やプラスチック廃棄物等の課題に対し、令和2年に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を、令和3年に「気候非常事態宣言」を行い、脱炭素社会の構築等の実現を目指すという決意を表明しました。

（次頁に続く）

# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 前文

（前頁続き）

このような地球規模の課題解決には、市民、事業者、行政等あらゆる取組主体の行動が不可欠であり、その広がりが大きく影響します。そうしたことを意識しながら、私たち一人一人が、消費行動やごみの排出といった日常生活や事業活動における様々な場面において、自分の置かれた立場で実行可能な「3R（リデュース、リユース、リサイクル）+Renewable」の活動等地球環境にやさしい取組を行うことにより、循環型社会への転換を図る必要があります。

また、こうした取組を本市に訪れる多くの観光客にも拡大し、世界から選ばれるSDGsの観光地域づくりや天橋立世界遺産登録推進活動と連動させ、海洋プラスチック問題解決をはじめとする自然共生社会を構築することが、環境共生型の経済成長と地域振興につながるものと期待されます。

このような認識に基づき、市民、事業者をはじめ、本市に関わる人々がともに考え力を合わせる共創の考え方の下で、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を実現し、国際社会の先導役として将来へ良好な環境を引き継ぐため、この条例を制定します。

# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この条例は、プラスチックをはじめとする資源循環の促進等（以下「資源循環の促進等」という。）に関し、市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「観光旅行者等」という。）の責務を明らかにするとともに、資源循環の促進等に関する基本的事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を構築し、もって将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第1章 総則

### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1)事業者 物の生産又はサービスの提供等を事業として行う全てのものをいう。
- (2)観光関連事業者等 市内において、観光に関する事業を営むものをいう。
- (3)再資源化 廃棄物等を部品又は原材料その他製品の一部として使用することができる状態にすることをいう。
- (4)使い捨でのプラスチック使用製品 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第28条に規定する特定プラスチック使用製品をいう。

# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第1章 総則

### （市の責務）

第3条 市は、資源循環の促進等に関する施策について、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して、市が行う事務及び事業等について、廃棄物等の発生抑制、再生品を使用すること（以下「再生品の使用」という。）、循環資源を分別して回収すること等の取組を行わなければならない。

# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第1章 総則

### （事業者の責務）

**第4条** 事業者は、その事業活動において、廃棄物等の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の適正な循環的利用、再生品の使用等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第1章 総則

### （市民の責務）

第5条 市民は、日常生活において、製品の長期間使用、再生品の使用、循環資源が分別して回収されることに協力すること等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第1章 総則

### （観光旅行者等の責務）

第6条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、市及び観光関連事業者等が実施する資源循環の促進等に関する取組に協力するよう努めなければならない。

2 市及び観光関連事業者等は、観光旅行者等が循環資源の分別回収に協力すること等の取組について、自主的に行うための環境の整備、分かりやすい情報提供等必要な措置を講じるものとする。



# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第1章 総則

（京都府・近隣市町等との連携）

第7条 市は、資源循環の促進等に関する施策の実施に当たっては、京都府、京都府北部地域連携都市圏の構成市町及び宮津与謝環境組合等と連携して取り組むものとする。

# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第1章 総則

### （基本指針）

第8条 市長は、資源循環の促進等に関する施策について、総合的かつ計画的に実施するため、資源循環の促進等に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 資源循環の促進等に関する基本的事項

(2) 前項に掲げるもののほか、資源循環の促進等に関し必要な事項

3 市長は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、宮津市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本指針の軽微な変更には適用しない。

# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

### （基本的な施策）

第9条 市は、事業者、市民、観光旅行者等及び民間団体と連携し、廃棄物等の排出抑制、**循環資源の再資源化に適した質の高い分別収集**、分かりやすい情報提供等を行い、資源循環の促進等の取組を推進するものとする。

2 市は、廃棄物等の再資源化を行う事業者との連携を図り、適正かつ効率的な資源循環の促進等の取組の実施に努めるものとする。

# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

### （プラスチックの資源循環の促進等）

第10条 市は、プラスチック使用製品の過剰な使用の抑制、プラスチック廃棄物の再資源化、プラスチック使用製品の再利用、**使い捨てのプラスチック使用製品の紙や木などへの代替素材への転換（以下「代替素材への転換」という。）**等プラスチックの資源循環を推進するための取組に努めるものとする。

2 **使い捨てのプラスチック使用製品を提供する事業者は、代替素材への転換や提供方法の工夫による使用抑制などの取組に努めるものとする。**

# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

### （海洋プラスチックごみ対策の推進）

第11条 市は、海洋プラスチックごみ対策を推進するため、海岸清掃等を市民及び事業者の協力を得て実施するとともに、市民、観光旅行者等、観光関連事業者、水産事業者、農業事業者等と連携し、環境中にプラスチックごみが排出されないよう努めるものとする。

# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

（資源循環の促進等に関する教育及び学習の推進等）

第12条 市は、資源循環の促進等に自主的かつ積極的に行動する人材を育成するため、環境保全活動に積極的に取り組む事業者等と連携し、その知見を活用して、就学前施設、学校、地域、家庭、職場、社会福祉施設等の場を通じた環境教育及び環境学習の推進に努めるものとする。

# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

（市民等の自主的な活動を推進するための措置）

第13条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する団体が自主的に行う廃棄物等の発生抑制のための活動、循環資源の分別回収活動、循環資源の譲渡又は交換のための催しなど資源循環の促進等に関する活動を推進するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

### （体制の整備）

**第14条** 市は、市民、事業者及びこれらの者が組織する団体等が連携し、資源循環の促進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。



# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

### （資源循環を促進する事業所の認定）

第15条 市は、資源循環の促進等に積極的に取り組む事業所を宮津市資源循環推進事業所（以下「認定事業所」という。）として認定することができる。

- 2 市は、認定事業所の行う資源循環の促進等の取組を市民に周知するよう努めるものとする。
- 3 市は、認定事業所の行う資源循環の促進等の取組に対し、その取組を維持し、又は必要な情報の提供その他の支援に努めるものとする。

# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

### （財政上の措置）

第16条 市は、資源循環の促進等に関する施策を実施するため、財政上の措置その他必要な措置を講じるものとする。

# 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

## 第3章 雑則

### （委任）

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

# (案)

令和4年 月 日

宮津市長 城崎 雅文 様

宮津市廃棄物減量等推進審議会  
会長 山川 肇

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例について（答申）

令和4年6月6日付け宮市第145号により諮問のあった「本市の資源循環型社会への転換」のうち、「資源循環型社会推進条例(仮称)の制定」について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 審議の結果

条例の制定に当たっては次に掲げる事項に十分留意してください。

また、本審議会で委員から出された資源循環の促進に向けた具体的施策に関する意見については、本条例に基づきより詳細な事項を定める「基本指針」の策定に向けて継続して審議を行う中で、さらに議論を深めていくこととします。

### 【条例制定に当たっての留意事項】

- (1) 条文は可能な限り平易な文章とし、市民、事業者、観光客等の全ての関係者が連携し資源循環の促進等に取り組む上での基本理念を分かり易く示し、市民や事業者等が取組の実践に繋げ易い内容とすること。
- (2) 市民や事業者等が自ら楽しみながら資源循環の促進等に取り組むことを促すため、資源循環の促進等の取組の意義や成果についての情報発信や市民周知に重点的に取り組む内容とすること。
- (3) 資源循環の促進等の取組や観光SDGsの取組を市内外に情報発信し、環境に配慮した持続可能な観光都市宮津のブランディングに繋げるとともに、宮津を訪れる観光客に対しても環境配慮行動への協力を促す内容とすること。
- (4) 学校、企業、地域社会など様々な場を通じて、全ての世代が環境について学び、考え、行動するよう、環境教育・学習の推進に取り組む内容とすること。
- (5) 資源循環の促進等に関して先進的な技術を有する企業や先進的な取組を行う企業との連携、情報共有を積極的に行う内容とすること。

## 2 主な審議の内容

審議の過程では、各委員が所属する旅館、ホテルといった観光関連事業者、小売店事業者などでの現状と課題、現在取り組んでいる事業や今後取り組みたい事業、また、個人として廃棄物の資源化・減量化について取り組んでいることなど、非常に多くの意見が出されました。

また、条例の考え方では、愛称を決めれば親しみやすくなる、具体的にわかりやすい内容にしたほうがよい、市民が楽しみながら自ら進んで取り組めるよう、積極的な情報発信や動機付けを行うべきなど、廃棄物の資源化・減量化の促進に寄与する意見も多く出されました。

## 3 審議の経過

	開催年月日	主な議題
第1回全体会	令和4年6月6日	諮問、意見交換
第1回資源循環検討部会	令和4年9月2日	審議
第2回全体会	令和4年9月30日	審議
第2回資源循環検討部会	令和4年11月8日	パブリックコメント結果 審議
第3回全体会	令和4年11月18日	パブリックコメント結果 審議



# 宮津市ごみ減量化及び資源化調査 中間報告

2022年11月8日

NTTビジネスソリューションズ株式会社  
京都ビジネス営業部  
バリュービジネス推進担当



## ✓ 今回実施した現況調査の概要についての説明

□ 対象：業種別に選定した宮津市内の事業所6施設（食品を取り扱う事業所）

□ 調査実施日：【1回目】9月11日～12日 【2回目】9月25日～26日

□ 実施内容：1.事業所から排出された事業系可燃ごみの重量測定

①生ごみ（弊社食品リサイクル対応）

②生ごみ（弊社食品リサイクル非対応）

③それ以外の事業系可燃ごみ 3種を測定

※分別作業は事前説明の上、各事業所にて実施

2.各事業所への現況ヒアリング

3.データの集計

# 現況調査中間報告（実測調査）



✓ 現況調査を実施した業種及び実測結果については、下表のとおりです。

- 事業系可燃ごみの内、生ごみが占める割合は、32.6%～87.1%であった
- 老人保健施設は、おむつ等の量が多く、生ごみの割合としては低い結果となった
- 食品加工の可燃ごみの内、生ごみの占める割合は大きく87.1%を占めた
- ホテル・旅館(大)では、調理場から出されるごみや食べ残し等、分別に工夫が必要であった

	業種	1日の事業系可燃ごみ(kg)			食品リサイクル比	
		①(kg)	②(kg)	③(kg)		
A	老人保健施設	115.5	37.6	0	77.9	32.6%
B	ホテル・旅館(大)	81.7	40.3	1.8	39.6	49.3%
C	ホテル・旅館(中)	2.1	1.7	0	0.4	79.3%
D	スーパー	52.9	38.5	4.5	9.9	72.8%
E	飲食店	4.1	2.0	0.6	1.5	48.8%
F	食品加工	56.8	49.4	0	7.3	87.1%

①生ごみ（食品リサイクル対応） ②生ごみ（食品リサイクル非対応） ③それ以外の事業系可燃ごみ



# 想定値算出結果（中間報告）

- ✓ 現況調査結果から宮津市内の食品を取り扱う事業所の事業系可燃ごみ及び生ごみ排出量を想定
    - 想定年間事業系可燃ごみ：613.76t
    - 想定年間食品リサイクル対応生ごみ：412.32t
    - 全事業所の想定される平均食品リサイクル比=67.2%（412.32 t ÷ 613.76 t）
- ※2022年11月8日時点の数値での想定値算出のため、今後のデータ収集により最終値は変動いたします。

2022/11/8時点		年間		備考
業種	事業所数	事業系可燃ごみ全体(t)	内生ごみ(投入可)(t)	
老人保健施設	5	149.65	13.55	・現況調査施設以外の施設は調理業務なし
旅館・ホテル（大）	8	265.31	130.86	
旅館・ホテル（小・中）	51	35.92	28.50	・収容可能人数51名以上を（大）とし 50名以下を（小・中）として算出
スーパー・小売り	10	22.65	164.81	
飲食店	74	124.06	60.53	・現況調査施設のみ集計 宮津市内他7施設については、データ収集できず未集計
食品加工	1	16.17	14.08	
合計	149	613.76	412.32	

## 大型ごみ収集運搬について

1. 定義 「大型ごみ」とは… 家庭系一般廃棄物で、縦、横、高さのいずれか1辺の長さが50cm以上あり、宮津市指定ごみ袋（大：45ℓ相当）に入らない大きさのもの。

### 2. 現状

#### (1) 大型ごみ（家庭系）の捨て方

	個別収集(市委託業者による収集運搬)	直接搬入(処理施設への自己搬入)	民間許可業者
排出方法	市委託業者が申込者の自宅に出向き個別収集を行う方法。市内15か所の手数料券販売所で処理手数料券を購入し支払い	排出者が自ら宮津与謝クリーンセンターまで大型ごみを運搬し搬入する方法。クリーンセンター窓口で現金支払い	各許可業者が設定
排出可能日	自治会ごとに定められた月1回の大型ごみ収集日	月～土曜日、第2日曜日及び祝日 ※土曜は午前のみ	
申込	収集日の3日前までに申し込みが必要	事前申込不要	
処理手数料	品目ごとに定められた金額(500円～2,000円)	品目にかかわらず100円/10kg	

#### (2) 近年の大型ごみの収集実績

	H30	R元	R2	R3
個別収集	17 t	24 t	19 t	12 t
手数料券収入	2,357,000 円	2,927,487 円	806,199 円	594,899 円
直接搬入	31 t	41 t	162 t	118 t

#### (3) 近隣市町の状況

	与謝野町	伊根町	宮津市
個別収集の有無	なし	なし	あり

### 3. 見直し検討の考え方・方向性

- ◇ R2年度宮津与謝クリーンセンターの稼働により、直接搬入の利便性が向上し、個別収集の需要が一定減少
- ◇ 宮津市第2期行財政運営指針に基づく「中長期的な視点による行財政運営と高コスト体質の改善」
- ◇ 一方、自家用車を保有されないなど、直接搬入が困難な方（主には高齢者世帯）へのセーフティネットとして、支援・代替措置の検討が必要

# 大型ごみの直接搬入ができない世帯への支援策（検討段階）

## 大型ごみの収集運搬を廃止した場合に支援が必要な方

**対象者** 自家用車を保有されないなど、直接搬入ができない世帯（主には高齢者世帯）

**件数** **約540件程度/年**  
※R2大型ごみ収集運搬実績1,361件のうち4割を要支援者（高齢者等）と想定

セーフティネットとして活用

大型ごみ収集運搬サービス

## 宮津市社会福祉協議会（住民参加型在宅福祉サービス「暮らしのかけ橋」事業）

利用者：宮津市在住の何らかの理由で困っている方

協力者：登録制の協力者（かけはしさん）

利用日時：月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分の間

利用料：300円/1時間当たり

**既存事業を  
拡充**

市委託事業として手数料収入と大型ごみの  
収集運搬に必要な経費の差額を支援

一般廃棄物収集運搬業の  
限定許可

行政（宮津市）